

## 議案第21号 宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 資料1 条例改正の概要について

#### 1 改正の理由

令和3年7月1日から福祉医療費の助成対象に訪問看護療養費が加えられたため、在宅重症心身障害者に対する訪問看護支援事業は令和3年6月30日に終了したことに伴い、所要の改正を行います。福祉医療費の助成対象が拡大したことについては、令和3年3月市議会で宝塚市福祉医療費の助成に対する条例の改正に係る議案を提案し、条例改正を行いました。

また、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化制度が開始されたことに伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金事業が令和元年9月末に終了したため、所要の改正を行います。

#### 2 改正の内容

##### (1) 別表第1の改正

市長の部中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(11)の項までを1項ずつ繰り上げ、(12)の項を削る。

##### (2) 別表第2の改正

市長の部中(18)の款を削り、(19)の款を(18)の款とし、(20)の款から(24)の款までを1款ずつ繰り上げ、(25)の款を削る。

#### 3 施行日

別表第1の(12)の項を削る部分と別表第2の(25)の款を削る部分については公布の日から、それ以外は令和4年4月1日から施行します。

※マイナンバー制度においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に基づき、社会保障・税・災害対策分野に係る事務の範囲において個人番号(マイナンバー)を利用することができるほか、同条第2項の規定に基づき、地方公共団体が条例で個人番号を利用する事務等を定めることで利用が可能とされています。

本市では、行政機関間の情報のやり取りを効率化するとともに、住民の手続にかかる負担を軽減し利便性を向上させることを目的として宝塚市個人番号の利用等に関する条例を制定し、別表第1で本市が条例や要綱等で実施している福祉医療費の助成や障害者への助成などの個人番号を利用する事務を、別表第2で各事務において利用する特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を定めています。